

医療提供体制確保事業補助金

補助金交付対象者（第3条）

- ・市内で診療所の開設・承継等を行う者
- ・診療所を継続して10年以上開業又は承継する見込みがある者
- ・一般社団法人南高医師会に加入する者
- ・休日当番医制、市立学校等の校医等の市が実施する事業へ協力する意思のある者
- ・医療提供体制確保事業計画認定済証の交付を受けた者
- ・市補助金等交付規則及び市医療提供体制確保事業補助金交付要綱の規定を遵守する者

補助金交付要件（第4条）

- 市内外の病院、診療所で勤務又は開業をしていた医師等が市内に診療所開設する場合
- 医師等が、市内の病院又は診療所を継続させるために承継し、建物を取得もしくは改修し、又は医療機器等を新たに更新（購入）する場合
- 市内に病院又は診療所を開業している医師等が新たに在宅医療を行う場合

診療所開設・承継補助金

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の加算
建物建設又は取得	診療所を開設するための建物の建設又は購入（改修を含む。）に要する経費につき、市長が認める経費	2分の1以内（補助金の上限額3,000万円）	次のいずれかに該当する場合は、左記の補助金の上限額に関わらず、補助対象経費から左記の補助率により算出した補助金の額を減じた額の範囲内で1,000万円を加算する。 1 指定診療科開設 開設等を行う診療所が、小児科、精神科、その他市長が認める診療科（※）を主たる診療科とした場合 2 指定地域開設 既存の医科の病院又は診療所からの直線距離が、3キロメートル以遠の場所に診療所を開設する場合
	既存診療所の業務を継続させるため、当該診療所を承継する場合における当該診療所の建物の改修に要する経費につき、市長が認める経費	2分の1以内（補助金の上限額1,500万円）	
医療機器等整備	診療所の開設等を行うための医療機器等の購入に要する経費につき、市長が認める経費	2分の1以内（補助金の上限額2,000万円）	

（※）「その他市長が認める診療科」とは、小児科、精神科等市内で診療科の少ない診療科目のことをいう。

（2）在宅医療促進補助金

補助対象事業	補助対象経費	補助率	備考
在宅医療機器等整備	新たに在宅医療を行うための医療機器等の購入に要する経費につき、市長が認める経費	2分の1以内（補助金の上限額300万円）	1 遠隔医療の用に供する機器等を含む。 2 診療所開設・承継補助金と重複して申請することはできない。